

# 【資料】国際海洋法裁判所「西アフリカ地域漁業委員会事件」2015年4月2日勧告的意見（二・完）

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】「西アフリカ地域漁業委員会により裁判所に付託された勧告的意見の要請」国際海洋法裁判所勧告的意見

目次

勧告的意見

I. 序

II. 管轄権

III. 裁量的権限

IV. 適用のある法

V. 質問1について

VI. 質問2について（以上本誌66巻2・3合併号）

VII. 質問3について

VIII. 質問4について

IX. 主 文（以上本号）

## VII. 質問3について

151. 当裁判所に付託された第三の質問は、次の内容である。

「旗国または国際機構（international agency）との間で締結した国際協定の枠内で船舶に操業許可が与えられた場合、その旗国または国際機構は当該船舶によ

る沿岸国漁業法の違反について責任がある (liable) とされるのか。」

152. 責任の問題を検討するに先立ち、この第三の質問の射程を明確にしておきたい。この質問は、沿岸国と旗国ないし国際機構との間で締結された国際協定の枠内で操業許可が与えられた船舶が沿岸国の漁業法に違反した場合の、その違反についての旗国または国際機構の責任に関するものである。本件裁判においては、「国際機構 (international agency)」の語は、「国際機構 (international organization)」と同義であると考えられる。

153. この第三の質問は、一方で旗国の責任の問題を、他方で国際機構の責任の問題を、提起するものである。

154. 当裁判所は、本件裁判での当裁判所の管轄権がSRFC加盟国の排他的経済水域に限られていることに鑑みると、この質問の射程は、MCA条約の当事国との間で漁業協定を締結した旗国または国際機構に限定される、と考える。

155. まず、SRFC加盟国と旗国との間の漁業協定の枠内で与えられた操業許可に基づきSRFC加盟国の排他的経済水域において漁業を行う自国を旗国とする船舶が沿岸国の法令に違反した場合に生じうる旗国の責任についていうと、当裁判所は、前述146～150項で示した結論がこの文脈においても適用されると考える。

156. 次に、操業許可がSRFC加盟国と国際機構との間の漁業協定の枠内で与えられている場合の国際機構の責任の問題を取り上げる。

157. 当裁判所は、この第三の質問は、国際機構全般にではなく、海洋法条約305条1項(f)と306条及び附属書Ⅸが言及する国際機構にのみ関係すると理解すべきことを、強調しておきたい。つまり、ここでいう国際機構は、その構成国である海洋法条約締約国が海洋法条約によって規律される事項に関する権限を委譲した国際機構を指す。その事項は、本件裁判では、漁業である。

158. 海洋法条約305条1項(f)、306条及び附属書Ⅸの定めるところにより、海洋法条約は国際機構の参加に開放されている。国際機構は、正式確認書または加入書の寄託によって、海洋法条約の当事者となることができる。これに基づき、欧州共同体 (EC) は、正式確認書を寄託した後、1998年5月1日に海洋

法条約の当事者となった。

159. 現在のところ、海洋法条約の当事者となっている国際機構は、欧州連合（EU）のみである。EUは、2009年12月1日に、ECを承継しこれに代わっている（EU条約（*Official Journal of the European Union*, C 326, 26 October 2012, p. 16）1条を見よ）。

160. 海洋法条約附属書Ⅸ第4条1項、2項及び3項は、次のように規定する。

- 「1 国際機関の正式確認書又は加入書には、締約国であるその構成国によって当該国際機関に権限が委譲された事項に関してこの条約に基づく国の権利及び義務を受け入れる旨の約束を含める。
- 2 国際機関は、次条に規定する宣言、情報の送付又は通報によって権限を有するとされる範囲において、この条約の当事者となる。
- 3 国際機関は、締約国であるその構成国がこの条約に基づいて有する権利及び義務であって、当該構成国によって当該国際機関に権限が委譲された事項に関するものを行使し及び履行する。国際機関の構成国は、当該国際機関に委譲した権限を行使してはならない。」

161. ECは、正式確認書を寄託した際に、「海洋法条約の締約国であるEC構成国がECに権限を委譲した事項に関して、海洋法条約及び1994年実施協定が国について規定する権利及び義務を受け入れる」ことを宣言した。ECはまた、「ECの権限の範囲とその行使はその性質上絶え間なく発展するものであり、ECは、海洋法条約附属書Ⅸ第5条4項の定めるところに従い、必要に応じてこの宣言を完成させまたは修正することがある」と述べている。

162. 附属書Ⅸ第5条1項に基づいてECが行った権限に関する宣言は、正式確認書に添付されており、海洋法条約が規律する事項のうちEC構成国（そのすべての国が海洋法条約の締約国である）がECに権限を委譲した事項を、明記している。

163. このEC宣言は、ECの排他的権限に関する事項とECがその構成国と共有する権限に関する事項を、明記している。EC宣言のそれぞれの該当部分を、以下に再録する。

### 「1 ECが排他的権限を有する事項

ECは、その構成国が海洋漁業資源の保存及び管理に関してECに権限を委譲したことを、指摘する。そのため、この分野においては、ECが、関連の規則を制定し（その執行は構成国が行う。）、その権限の範囲内で第三国または権限のある国際機構との間で対外的な約束を締結する。この権限は、それぞれの国の漁業管轄権の下にある水域と公海に適用される。ただし、船舶に対する管轄権の行使に関する措置、船舶への国籍付与と登録、並びに刑事上及び行政上の制裁の執行については、EC法を尊重しつつ、各構成国がその権限を有する。EC法はまた、行政上の制裁についても規定する。

（略）

### 2 ECがその構成国と共有する権限に関する事項

漁業については、海洋漁業資源の保存及び管理に直接関係しない一定の事項（例えば、調査、技術開発及び開発協力）に関して、権限を共有する。」

164. このEU宣言によると、本件裁判に関連するのは、「海洋漁業資源の保存及び管理」に関するEUの排他的権限について、ということになる。

165. EUの共通漁業政策は、「EU漁船」の定義を定めている。この定義によると、EU漁船とは、「構成国を旗国としかつEUにおいて登録されている漁船」をいう（2013年12月11日の共通漁業政策に関するEU議会・EU理事会規則No.1380/2013第4条5項（EC理事会規則No.1954/2003とNo.1224/2009を修正し、EC理事会規則No.2371/2002とNo.639/2004及びEC理事会決定2004/585/ECを廃止）を見よ）。

166. 当裁判所は、国際機構の構成国国民が所有しまたは運航する船舶であってその国際機構の非構成国を旗国とするものに関する責任の問題は、この第三の質問の射程の外にある、と考える。

167. EUは、本件裁判の口頭手続において、「EUにおいては、EUが締結した国際協定はEUの機関とその構成国を拘束する。」と陳述した。EUはまた、「質問3に関して述べたように、EUは、沿岸国と協定を締結する唯一の当事者であって、EU構成国に関してその権限を行使する」のであり、「したがって、こ

これらの協定上の義務の違反について国際法上潜在的に責任を負うのは、EUのみである。」と述べた。

168. 当裁判所は、本件裁判において、国際違法行為についての国際機構の責任はその国際機構の権限と関係があることを、指摘しておきたい。このことは、海洋法条約附属書Ⅹ第6条1項で明確に示されている。この条文は、附属書Ⅹ第5条の規定に基づいて権限を有する当事者は海洋法条約の義務の不履行その他のいかなる違反についても責任を負う、と規定する。この規定から、自己の権限に関する事項において義務を負う国際機構は、その義務の遵守が構成国の行動に依存するようなものであるとき、構成国がこの義務を遵守せずかつその国際機構が「相当の注意」義務を履行しなかった場合には、責任を負うことがある。

169. 当裁判所は、EUが、口頭手続において、漁業協定は「EU法秩序の不可分の一部であり……EU内において構成国の当局により実施される」のであり、また、「EU構成国がこの協定に基づく義務を履行しない場合でも、国際的に責任を有するのはEUであることに変わりない。」と述べたことに、留意する。

170. 当裁判所は、構成国を旗国とし漁業協定の枠内で与えられた操業許可を有する船舶が沿岸国の漁業法に違反した場合の国際機構の責任は、その協定が違反についての責任に関する特別の規定を有するかどうかに依る、と考える。協定にその規定がない場合には、国際法の一般規則が適用される。EUは、本件裁判において同様の見解を示して、次のように述べた。

「沿岸国の漁業法の違反についての旗国または国際機構の責任は、これに適用される国際協定の内容（旗国の責任に関する特別の規定を含む。）に依る。特別の規定がない場合、国による国際義務の違反についての国家責任に関する国際法の一般規則が適用される。」

171. EUがSRFC加盟国と締結した漁業協定に基づきSRFC加盟国の排他的経済水域において操業を行うEU漁船の活動は、この協定が定めるところにより、そのSRFC加盟国の漁業法令に服する。これに関して、EUは、口頭手続において次のように述べた。「漁業活動は沿岸国法に従って許可を受け行われる必

要があり、このことはEUがこれまで締結してきた協定で一貫して定められている。], 「これらの協定は、EUが『EUの漁船がその協定及び漁業を規律する法律を遵守することを確保するために必要な適当な措置をとる』ことを約束している。], そして、「その約束に基づき、EUは、EU船舶による沿岸国法違反を調査し、必要な場合には、協定の内容と相当の注意義務に従い別途新たな措置をとることになる」。

172. 国際機構が、漁業に関する排他的権限を行使して、その構成国を旗国とする船舶にSRFC加盟国の排他的経済水域内での漁獲を認めるとする漁業協定をそのSRFC加盟国と締結する場合、その旗国の義務はその国際機構の義務となる、と当裁判所は考える。したがって、その国際機構は、SRFC加盟国と漁業協定を締結した唯一の当事者として、その国際機構の構成国を旗国とする船舶がSRFC加盟国の漁業法令を遵守すること及びその排他的経済水域内でIUU漁業活動を行わないことを、確保しなければならない。

173. したがって、漁業協定に基づく義務のすべての違反について責任を負うのは、この国際機構のみであって、その構成国ではない。したがってまた、国際機構が「相当の注意」義務を履行しない場合、SRFC加盟国は、この国際機構の構成国を旗国とする船舶がその国際機構と自国との間で締結された漁業協定の枠内で自国の排他的経済水域内で漁業を行った際に自国の漁業法令に違反したときは、その違反についてその国際機構に責任がある、とすることができる。

174. SRFC加盟国は、海洋法条約附属書Ⅹ第6条2項に基づき、国際機構及び海洋法条約の締約国であるその構成国に対し、特定の事項に関して当該国際機構または当該構成国のいずれが責任を有するかについて情報を提供するよう、要請することができる。当該国際機構及び構成国は、要請された情報を提供しなければならない。当該国際機構及び構成国は、合理的な期間内に当該情報を提供しない場合または矛盾する情報を提供した場合には、連帯責任を負う。

## VIII. 質問4について

175. 当裁判所に付託された第四の質問は、次の内容である。

「共有資源及び共通の利益を有する資源（特に小さな外洋種とマグロ）の持続的管理を確保するにあたり、沿岸国の権利と義務は何か。」

176. SRFCは、書面での申立において、当裁判所に付託したこの質問の背景について次のような詳細な説明を行った。

「小さな外洋種とマグロは回遊性の魚種であって、複数の沿岸国の国家管轄権の下の海域において、環境上の条件に応じて季節的に集中して存在する。そのため、関係諸国はこれらの資源の持続的管理のために調和的な行動をとるべきである。

しかし、一般に、関係諸国は、これらの資源に関する管理措置を定めるにあたり互いに協議することはない。実際のところ、これら外洋種資源は沿岸国と外国会社との間で締結された漁業協定に基づく操業許可の対象であるが、この資源の回遊ルート沿いの近隣沿岸国との間で協議が行われることはない。」

177. SRFCは、また、「SRFC加盟国の中には、独自の行動をし続け共有資源の操業許可を与えるものがあり、そのため近隣諸国の利益とSRFCの主導権を損なっている」と述べた。そしてSRFCは、「今日、実践において、共通の利益を有する資源ないし共有資源を持続的に管理するためのSRFC加盟国間での協力を欠いている」と結んだ。

178. さて、沿岸国の権利義務を論じるに先立ち、まずいくつかの前提的論点を明らかにする必要がある。すなわち、沿岸国とはどの国を指すのか、権利と義務の範囲は何か、そして、この質問で用いられている「共有資源 (shared stocks)」、「共通の利益を有する資源 (stocks of common interest)」及び「持続的管理 (sustainable management)」の語の意味は何か、である。

179. 本件裁判における裁判所の管轄権は、SRFC加盟国の排他的経済水域に限定されている。したがって、第四の質問で言及されている沿岸国の権利と義務は、SRFC加盟国の権利と義務として理解しなければならない。

180. 海洋法条約61条、62条、73条、192条及び193条は、排他的経済水域にお

ける生物資源の保存と管理を確保するにあたっての沿岸国の一般的な権利義務を定めている。

181. しかし、この第四の質問は、特に、共有資源と共通の利益を有する資源（特に小さな外洋種とマグロ）の持続的管理を確保するにあたってのSRFC加盟国の権利義務を対象としている。

182. したがって、この第四の質問の焦点は、SRFC加盟国が、自国の排他的経済水域内の漁業資源を他のSRFC加盟国と共有している場合あるいは自国の排他的経済水域の外側に接続する水域でこの漁業資源を漁獲するSRFC非加盟国と共有している場合に、その漁業資源の持続的管理を確保するにあたっていかなる権利と義務を有するか、である。

183. ここで、「共有資源」と「共通の利益を有する資源」の語の意味を明らかにしたい。

184. これらの語は、海洋法条約では用いられていない。しかし、「共有資源」の語は、MCA条約2条12項で「2以上の沿岸国の排他的経済水域内に又は排他的経済水域内及び当該排他的経済水域に接続する水域内の双方に存在する資源」と定義されている。

185. 「共通の利益を有する資源」については、確立した定義はない。しかし、SRFCは、口頭手続において、「共通の利益を有する資源」の語の意味について、次のように説明した。

「大西洋の中央東部海域において、いくつかの回遊性外洋種が、複数の国の排他的経済水域の間を移動し（『越境資源』または『共通の利益を有する資源』）あるいは排他的経済水域とその外側の水域の間を移動している（『ストラドリリング資源』）。つまり、これらの資源は、隣接する2の沿岸国の間で、隣接していないが湾または海洋を挟んで向かい合っている2の沿岸国の間で、あるいは沿岸国とこの資源を漁獲する船舶の旗国との間で、共有される資源である。」

186. MCA条約2条12項が規定する「共有資源」の定義は、海洋法条約63条1項と2項の定める2つの状況に適用されることから、当裁判所は、「共有資源」と「共通の利益を有する資源」は、海洋法条約63条が規定するすべての資源を



含むと考える。

187. 次に、「持続的管理」の語の意味を明らかにしたい。

188. 海洋法条約は、「持続的管理」の語を定義していない。海洋法条約63条それ自体は、共有資源の持続的管理を確保するために必要な措置に関する協力の問題を、扱ってはいない。この条文が扱っているのは、資源が2以上の国の排他的経済水域に存在する場合の「当該資源の保存及び開発」を調整し及び確保するために必要な措置に関する協力について、及び、資源が「排他的経済水域内及び当該排他的経済水域に接続する水域内の双方に存在する」場合の「当該接続する水域における当該資源の保存」のために必要な措置に関する協力について、である。

189. しかし、当裁判所は、排他的経済水域における生物資源の保存と管理に関する基本枠組みを定める海洋法条約61条が「持続的管理」の意味について指針を提供する、と考える。この点については、特に61条2項～4項が関係する。これらは次の規定である。

「第61条 生物資源の保存

- 2 沿岸国は、自国が入手することのできる最良の科学的証拠を考慮して、排他的経済水域における生物資源の維持が過度の開発によって脅かされないことを適当な保存措置及び管理措置を通じて確保する。このため、適当な場合には、沿岸国及び権限のある国際機関（小地域的なもの、地域的なもの又は世界的なものいずれであるかを問わない。）は、協力する。
- 3 2に規定する措置は、また、環境上及び経済上の関連要因（沿岸漁業社会の経済上のニーズ及び開発途上国の特別の要請を含む。）を勘案し、かつ、漁獲の態様、資源間の相互依存関係及び一般的に勧告された国際的な最低限度の基準（小地域的なもの、地域的なもの又は世界的なものいずれであるかを問わない。）を考慮して、最大持続生産量を実現することのできる水準に漁獲される種の資源量を維持し又は回復することのできるようなものとする。
- 4 沿岸国は、2に規定する措置をとるに当たり、漁獲される種に関連し又は依存する種の資源量をその再生産が著しく脅威にさらされることとなるよう

な水準よりも高く維持し又は回復するために、当該関連し又は依存する種に及ぼす影響を考慮する。」

190. 当裁判所は、漁業資源の持続的管理の最終目標は、生育する持続可能な資源である漁業資源を保存し開発することである、と考える。

191. したがって、当裁判所は、第四の質問で用いられている「持続的管理」の語は、海洋法条約63条1項の定める「保存及び開発」の意味で理解することとする。

192. 次に、当裁判所は、排他的経済水域に存在する共有資源とSRFC加盟国の排他的経済水域内及び当該排他的経済水域に接続する水域内の双方に存在する共有資源（特に小さな外洋種）の持続的管理を確保するためのSRFC加盟国の権利義務を明確にしたい。まず最初に、適用のある海洋法条約規定を検討しよう。

193. 当裁判所の見るところ、その規定は、海洋法条約63条1項（同一の資源または関連する種の資源が2以上の沿岸国の排他的経済水域内に存在する場合の規定）、同条2項（同一の資源または関連する種の資源が排他的経済水域内及び当該排他的経済水域に接続する水域内の双方に存在する場合の規定）、及び64条1項（海洋法条約附属書Iに掲げる高度回遊性の種に関する規定）である。

194. 海洋法条約63条は、2以上の沿岸国の排他的経済水域内に存在する資源と排他的経済水域内とその排他的経済水域に接続する水域内の双方に存在する資源について規定しており、したがって、MCA条約12条2項の定める共有資源を適用対象としている。

195. 海洋法条約63条1項は、次の規定である。

「同一の資源又は関連する種の資源が2以上の沿岸国の排他的経済水域内に存在する場合には、これらの沿岸国は、この部の他の規定の適用を妨げることなく、直接に又は適当な小地域的若しくは地域的機関を通じて、当該資源の保存及び開発を調整し及び確保するために必要な措置について合意するよう努める。」

196. 63条2項は、次の規定である。

「同一の資源又は関連する種の資源が排他的経済水域内及び当該排他的経済水域に接続する水域内の双方に存在する場合には、沿岸国及び接続する水域において当該資源を漁獲する国は、直接に又は適当な小地域的若しくは地域的機関を通じて、当該接続する水域における当該資源の保存のために必要な措置について合意するよう努める。」

197. 海洋法条約63条1項は、関係沿岸国が、共有資源の「保存及び開発」を調整し及び確保するために必要な措置について「合意するよう努める」ことを定めている。61条は「保存」に関して指針を提供しているが、「開発（development）」の語については、これを明確にする必要がある。

198. 当裁判所の見解では、63条1項の定める「当該資源の……開発」の語は、その資源が漁業資源として用いられるのは持続的な漁業管理制度の枠内においてであることを示している。この語には、未開発資源の開発と低開発資源の増産とが含まれよう。これらは、責任ある漁業の発展と、開発済み資源の長期的な持続可能性を確保するためのより効果的な漁業管理制度とによって、なされるべきものである。また、この語には、資源の回復も含まれよう。この資源回復については、当該資源が過度の開発によって脅かされることなくまた生育する長期の資源として保全されるとする、海洋法条約61条の定める義務が指針を与える。

199. 海洋法条約63条2項は、沿岸国と同一の資源または関連する種の資源を漁獲する国との間で、排他的経済水域に接続する水域における資源の保存のために必要な措置について合意するための、協力制度を設けている。

200. ただし、本件要請を審理するための当裁判所の管轄権は、その要請がSRFC加盟国の排他的経済水域に関係する範囲でのみ与えられているので、海洋法条約63条2項は、「接続する水域において当該資源を漁獲する国」に関わる部分についてはSRFC加盟国の排他的経済水域に適用されない。

201. 海洋法条約63条2項がSRFC加盟国の排他的経済水域に適用されない場合であっても、その排他的経済水域内に存在するストラドリリング資源については保護が与えられないわけではない。ストラドリリング資源は、SRFC加盟国の

排他的経済水域内に存在する場合には、海洋法条約63条1項の協力制度の対象である。

202. 第四の質問はマグロに言及しているが、これは当然、海洋法条約64条1項の規定が参照される。これは、次の規定である。

「沿岸国その他その国民がある地域において附属書Iに掲げる高度回遊性の種を漁獲する国は、排他的経済水域の内外を問わず当該地域全体において当該種の保存を確保しかつ最適利用の目的を促進するため、直接に又は適当な国際機関を通じて協力する。適当な国際機関が存在しない地域においては、沿岸国その他その国民が当該地域において高度回遊性の種を漁獲する国は、そのような機関を設立し及びその活動に参加するため、協力する。」

203. この条文は、海洋法条約附属書Iに掲げる高度回遊性魚種の保存に関する協力制度を設けている。マグロ資源はこの附属書に掲げる高度回遊性魚種であることから、この条文はこの質問4の検討に関係がある。

204. この質問4が言及するマグロは、SRFC加盟国の排他的経済水域内に存在するマグロ資源のみを指すことになるが、これは、本件裁判における当裁判所の管轄権が他国の排他的経済水域及び公海には及ばないためである。

205. さて、ここで、沿岸国の権利義務に目を向けよう。海洋法条約は沿岸国の義務の観点から生物資源の保存と管理の問題を扱っているが、これらの義務に対応する権利が存在すると考えられる。したがって、SRFC加盟国の義務は、以下に示すように、これに対応する権利を伴う。

206. まず、SRFC加盟国は、海洋法条約63条1項の定める資源について、直接にまたは適当な小地域的もしくは地域の機構を通じて、資源が排他的経済水域内に存在する他のSRFC加盟国との間で、その資源の保存及び開発を調整し及び確保するために必要な措置について合意するよう努めることができるという権利を有する。

207. 他方で、SRFC加盟国は、共有資源が自国の排他的経済水域内に存在する場合には、海洋法条約に基づき、その資源の持続的管理を確保する義務を負う。その義務には、次のものが含まれる。

- (i) 排他的経済水域における共有資源の「維持が過度の開発によって脅かされないことを適当な保存措置及び管理措置を通じて確保する」ために、適当な場合には、「権限のある国際機構（小地域的なもの、地域的なもの又は世界的なものいずれであるかを問わない。）と協力する」義務（海洋法条約61条2項を見よ）。
- (ii) 同一の資源または関連する種の資源が2以上のSRFC加盟国の排他的経済水域内に存在する場合において、「当該資源の保存及び開発を調整し及び確保するために必要な措置について合意するよう努める」義務（海洋法条約63条1項を見よ）。
- (iii) マグロ種について、この魚種の保存を確保しかつ最適利用の目的を促進するため、直接にまたはSRFCを通じて協力する義務（海洋法条約64条1項を見よ）。この義務に基づきとられる措置は、SRFC加盟国の排他的経済水域の内外を問わず当該地域全体において適当な地域の機構（つまり大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT））によりとられる措置に適合しかつこれと両立するものであるべきである。

208. SRFC加盟国は、これらの義務を遵守するため、海洋法条約、特に61条と62条に従って、次のことを確保しなければならない。

- (i) 保存措置及び管理措置を通じて、共有資源の維持が過度の開発によって脅かされないようにすること。
- (ii) 保存措置及び管理措置はSRFC加盟国が入手することのできる最良の科学的証拠に基づいて行われること、また、その科学的証拠が不十分であるときには、SRFC加盟国はMCA条約2条2項に従い予防的アプローチを適用しなければならないこと。
- (iii) 保存措置及び管理措置は、環境上及び経済上の関連要因（沿岸漁業社会の経済上のニーズとSRFC加盟国の特別のニーズを含む。）を勘案し、かつ、漁獲の態様、資源間の相互依存関係及び一般的に勧告された国際的な最低基準（小地域的なもの、地域的なものまたは世界的なものいずれであるかを問わない。）を考慮して、最大持続生産量を実現することのできる水

準に当該資源を維持または回復することのできるようなものとする。

209. これらの措置をとるに当たり、次のことを行わなければならない。

- (i) 漁獲される種に関連しまたは依存する種の資源量をその再生産が著しく脅威にさらされることとなるような水準よりも高く維持または回復するために、当該関連しまたは依存する種に及ぼす影響を考慮すること。
- (ii) 入手することのできる科学的情報、漁獲量及び漁獲努力量に関する統計その他魚類の保存に関連するデータを、権限のある国際機構を通じて定期的に交換すること。

210. 当裁判所の見るところ、海洋法条約63条1項の「合意するよう努める」義務と64条1項の協力義務は、関係国に対して300条に従い互いに誠実に協議すべきとする「相当の注意」義務である。この協議は、共有資源の保存と開発を調整し確保するために必要な効果的な措置をとるためにすべての関係国が実質的な努力を行うという点で、意味あるものにすべきである。

211. 当裁判所の見解では、SRFC加盟国は、自国の排他的経済水域における共有資源を保存し開発するために、その共有資源の持続的開発と近隣加盟国の利益を損なうような過度の開発を防止するために効果的な措置をとることが、義務づけられる。

212. したがって、SRFC加盟国は、他の加盟国の排他的経済水域にも存在する共有資源を自国の排他的経済水域において漁獲する場合には、その資源の保存と開発を調整し確保するためその共有資源の管理措置を設けるに当たり、互いに協議を行わなければならない。この管理措置は、また、非加盟国を旗国とする船舶が当該共有資源を漁獲する場合にも、義務づけられる。

213. 当裁判所の見解では、共有漁業資源の保存と管理の問題に関する関係国間の協力とその資源の最適利用の促進は、海洋法条約において十分に確立した原則である。この原則は、海洋法条約61条、63条及び64条に反映されている。

214. 本件裁判の審理の範囲はSRFC加盟国の排他的経済水域に関する沿岸国の権利義務に限定されているけれども、当裁判所は、漁業の保存措置と管理措置は、これを効果的なものとするために、全資源単位についてその資源の分布

または回遊ルートにかかるすべての海域を対象とすべきである、と考える。また、当裁判所は、SRFC加盟国がその排他的経済水域において共有する漁業資源（特に小さな外洋種とマグロの資源）が、大西洋に面する他の国々とも共有されていることも、承知している。しかし、当裁判所は、本件裁判における当裁判所の管轄権の範囲が限定されているため、その審理と結論の対象をSRFC加盟国の排他的経済水域における共有資源に限定している。

215. SRFC加盟国は、自国の排他的経済水域において共有資源について講じ適用する保存措置と開発措置の実効性を確保するために、直接にまたは関連のある小地域のもしくは地域的機構を通じて、当該資源の地理的分布と回遊にかかるすべての海域において、この資源の保存と持続的管理を確保する目的で同一の資源を共有する回遊ルート沿いの非加盟国との協力に努めることができる、ということ強調したい。当裁判所は、本件裁判における当裁判所の管轄権の範囲を承知した上で共有資源の保存と管理について言うと、海洋法条約は関係するすべての締約国に対し協力義務を課している、と考える。

216. この点について更に言うと、SRFC加盟国と他の海洋法条約締約国は、自国の排他的経済水域における生物資源の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利を有するけれども、それぞれの国の排他的経済水域において海洋法条約に基づき自国の権利を行使し義務を履行するに当たり、互いの権利と義務に妥当な考慮を払わなければならない。このことは、海洋法条約56条2項と58条3項に、及び海洋環境を保護し保全すべき締約国の義務（海洋法条約192条と193条に定められ条約前文4項に規定されている基本原則）に、由来する。これに関連して、当裁判所は、生物資源と海洋生物は海洋環境の一部であること、そして、当裁判所が1999年みなみまぐる事件暫定措置命令で述べたように「海洋生物資源の保存は、海洋環境の保護及び保全における1つの要素である」（*ITLOS Reports 1999*, p. 280, at p. 295, para. 70）こと、を想起する。

217. 以上のように本件裁判では当裁判所の管轄権はMCA条約の適用範囲に限定されるが、SRFC加盟国の排他的経済水域内とその外側に接続する水域内の双方に存在する漁業資源については、その加盟国と当該接続する水域でその漁

業資源を漁獲する国は、いずれも、海洋法条約63条2項に従い、当該接続する水域内の当該資源の保存のために必要な措置について合意するよう努めることが、義務づけられる。

218. また、当裁判所の考えるところでは、マグロ種については、SRFC加盟国は、海洋法条約64条1項に基づき、自国民が当該地域においてマグロを漁獲する非加盟国に対して「当該種の保存を確保しかつ最適利用の目的を促進するため、直接に又は適当な国際機関を通じて」協力するよう求める権利を有する。

## Ⅷ. 主 文

219. 以上の理由により、  
当裁判所は、

1. 全員一致で

当裁判所はSRFCから要請された勧告的意見を与える管轄権を有すること、及び、その管轄権はSRFCの排他的経済水域に限定されることを、決定する。

2. 賛成19, 反対1で、

SRFCから付託された勧告的意見の要請に応じることを、決定する。

賛成：YANAI所長；HOFFMANN次長；NELSON, CHANDRASEKHARA  
RAO, AKL, WOLFRUM, NDIAYE, JESUS, LUCKY, PAWLAK,  
TÜRK, KATEKA, GAO, BOUGUETAIA, GOLITSYN, PAIK,  
KELLY, ATTARD, KULYK各裁判官

反対：COT裁判官

3. 全員一致で、

第一の質問に対し、次のように回答する。



旗国は、自国を旗国とする船舶が、SRFC加盟国が海洋生物資源の保存と管理のために自国の排他的経済水域内の当該資源に関して制定した法令を遵守することを確保するために必要な措置（執行措置を含む。）をとる義務を有する。

旗国は、海洋法条約58条3項、62条4項及び192条の規定により、自国を旗国とする船舶がSRFC加盟国の排他的経済水域内でMCA条約が定義するIUU漁業活動を行わないことを確保するために必要な措置をとる義務を負う。

旗国は、海洋法条約94条に基づき行政上の事項について有効に管轄権を行使し及び有効に規制を行う義務を履行するに当たり、自国を旗国とする漁船が海洋環境の保護と保全のための及び海洋環境の不可分の要素である海洋生物資源の保存のための海洋法条約192条の規定に基づく旗国の責任を損なうような活動をSRFC加盟国の排他的経済水域内で行わないよう確保するため、必要な行政上の措置をとる義務を有する。

これらの義務は、「相当の注意」義務である。

旗国とSRFC加盟国は、当該旗国の船舶がSRFC加盟国の排他的経済水域内でIUU漁業を行う事案において、協力する義務を負う。

旗国は、SRFC加盟国から、自国を旗国とする船舶がそのSRFC加盟国の排他的経済水域内でIUU漁業を行っているとする通報を受領したときは、その問題の調査を行うものとし、適当な場合には、事態を是正するために必要な措置をとる義務を負い、また、その措置について当該SRFC加盟国に通報する義務を有する。

4. 賛成18, 反対2で、

第二の質問に対し、次のように回答する。

旗国の責任は、SRFC加盟国の排他的経済水域におけるIUU漁業活動に関するSRFC加盟国の法令を自国を旗国とする船舶が遵守しなかったことから生じることではない。船舶によるSRFC加盟国法令の違反は、それ自体は旗国に帰属しないからである。

旗国の責任は、SRFC加盟国の排他的経済水域において自国を旗国とする船舶が行うIUU漁業活動に関する「相当の注意」義務を旗国が遵守しないことから生じる。

SRFC加盟国は、自国の排他的経済水域においてIUU漁業活動を行う船舶の旗国が、第一の質問への回答において言及した旗国の国際義務の違反であって当該旗国に帰属するものについて責任がある、とすることができる。

旗国は、自国を旗国とする船舶がSRFC加盟国の排他的経済水域でIUU漁業活動を行わないように確保すべき「相当の注意」義務を履行するためにすべての必要かつ適当な措置をとった場合には、責任を負わない。

賛成：YANAI所長；HOFFMANN次長；NELSON, CHANDRASEKHARA  
RAO, AKL, WOLFRUM, NDIAYE, JESUS, PAWLAK, TÜRK,  
KATEKA, GAO, BOUGUETAIA, GOLITSYN, PAIK, KELLY,  
ATTARD, KULYK各裁判官

反対：COT, LUCKY各裁判官

## 5. 全員一致で

**第三の質問に対し、次のように回答する。**

この質問は、海洋法条約305条1項(f)と306条及び附属書Ⅸが言及する国際機構にのみ関係する。つまり、ここでいう国際機構は、その構成国である海洋法条約締約国が海洋法条約によって規律される事項に関する権限を委譲した国際機構を指す。その事項は、本件裁判では、漁業である。現在のところ、このような国際機構は、欧州連合のみである。海洋法条約締約国であるEU構成国は、「海洋漁業資源の保存及び管理」に関してEUに権限を委譲している。

国際機構が、漁業に関する排他的権限を行使して、その構成国を旗国とする船舶にSRFC加盟国の排他的経済水域内での漁獲を認めるとする漁業協定をそのSRFC加盟国と締結する場合、その旗国の義務は当該国際機構の義務となる。したがって、その国際機構は、SRFC加盟国と漁業協定を締結した唯一の当事

者として、その国際機構の構成国を旗国とする船舶がSRFC加盟国の漁業法令を遵守すること及びその国の排他的経済水域内でIUU漁業活動を行わないことを、確保しなければならない。

したがって、漁業協定に基づく義務のすべての違反について責任を負うのは、この国際機構のみであって、その構成国ではない。したがってまた、国際機構が「相当の注意」義務を履行しない場合、SRFC加盟国は、この国際機構の構成国を旗国とする船舶がその国際機構と自国との間で締結された漁業協定の枠内で自国の排他的経済水域内で漁業を行った際に自国の漁業法令に違反したときは、その違反についてその国際機構に責任がある、とすることができる。

SRFC加盟国は、海洋法条約附属書Ⅸ第6条2項に基づき、国際機構及び海洋法条約の締約国であるその構成国に対し、特定の事項に関して当該国際機構または当該構成国のいずれが責任を有するかについて情報を提供するよう、要請することができる。当該国際機構及び構成国は、要請された情報を提供しなければならない。当該国際機構及び構成国は、合理的な期間内に当該情報を提供しない場合または矛盾する情報を提供した場合には、連帯責任を負う。

6. 賛成19, 反対1で、

第四の質問に対し、次のように回答する。

SRFC加盟国は、海洋法条約63条1項の定める資源について、直接にまたは適当な小地域的もしくは地域的機構を通じて、資源が排他的経済水域内に存在する他のSRFC加盟国との間で、その資源の保存及び開発を調整し及び確保するために必要な措置について合意するよう努めることができるという権利を有する。

他方で、SRFC加盟国は、共有資源が自国の排他的経済水域内に存在する場合には、海洋法条約に基づき、その資源の持続的管理を確保する義務を負う。その義務には、次のものが含まれる。

(i) 排他的経済水域における共有資源の「維持が過度の開発によって脅かさ

れないことを適当な保存措置及び管理措置を通じて確保する」ために、適当な場合には、「権限のある国際機構（小地域的なもの、地域的なもの又は世界的なものいずれであるかを問わない。）と協力する」義務（海洋法条約61条2項を見よ）。

- (ii) 同一の資源または関連する種の資源が2以上のSRFC加盟国の排他的経済水域内に存在する場合において、「当該資源の保存及び開発を調整し及び確保するために必要な措置について合意するよう努める」義務（海洋法条約63条1項を見よ）。
- (iii) マグロ種について、この魚種の保存を確保しかつ最適利用の目的を促進するため、直接にまたはSRFCを通じて協力する義務（海洋法条約64条1項を見よ）。この義務に基づきとられる措置は、SRFC加盟国の排他的経済水域の内外を問わず当該地域全体において適当な地域的機構（つまり大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT））によりとられる措置に適合しかつこれと両立するものであるべきである。

SRFC加盟国は、これらの義務を遵守するため、海洋法条約、特に61条と62条に従って、次のことを確保しなければならない。

- (i) 保存措置及び管理措置を通じて、共有資源の維持が過度の開発によって脅かされないようにすること。
- (ii) 保存措置及び管理措置はSRFC加盟国が入手することのできる最良の科学的証拠に基づいて行われること、また、その科学的証拠が不十分であるときには、SRFC加盟国はMCA条約2条2項に従い予防的アプローチを適用しなければならないこと。
- (iii) 保存措置及び管理措置は、環境上及び経済上の関連要因（沿岸漁業社会の経済上のニーズとSRFC加盟国の特別のニーズを含む。）を勘案し、かつ、漁獲の態様、資源間の相互依存関係及び一般的に勧告された国際的な最低基準（小地域的なもの、地域的なものまたは世界的なものいずれであるかを問わない。）を考慮して、最大持続生産量を実現することのできる水準に当該資源を維持しまたは回復することのできるようなものとする。

これらの措置をとるに当たり、次のことを行わなければならない。

- (i) 漁獲される種に関連したまたは依存する種の資源量をその再生産が著しく脅威にさらされることとなるような水準よりも高く維持または回復するために、当該関連したまたは依存する種に及ぼす影響を考慮すること。
- (ii) 入手することのできる科学的情報、漁獲量及び漁獲努力量に関する統計その他魚類の保存に関連するデータを、権限のある国際機構を通じて定期的に交換すること。

海洋法条約63条1項の「合意するよう努める」義務と64条1項の協力義務は、関係国に対して300条に従い互いに誠実に協議すべきとする「相当の注意」義務である。この協議は、共有資源の保存と開発を調整し確保するために必要な効果的な措置をとるためにすべての関係国が実質的な努力を行うという点で、意味あるものにすべきである。

SRFC加盟国は、自国の排他的経済水域における共有資源を保存し開発するために、その共有資源の持続的開発と近隣加盟国の利益を損なうような過度の開発を防止するために効果的な措置をとることが、義務づけられる。

したがって、SRFC加盟国は、他の加盟国の排他的経済水域にも存在する共有資源を自国の排他的経済水域において漁獲する場合には、その資源の保存と開発を調整し確保するためその共有資源の管理措置を設けるに当たり、互いに協議を行わなくてはならない。この管理措置は、また、非加盟国を旗国とする船舶が当該共有資源を漁獲する場合にも、義務づけられる。

共有漁業資源の保存と管理の問題に関する関係国間の協力とその資源の最適利用の促進は、海洋法条約において十分に確立した原則である。この原則は、海洋法条約61条、63条及び64条に反映されている。

漁業の保存措置と管理措置は、これを効果的なものとするために、全資源単位についてその資源の分布または回遊ルートにかかるすべての海域を対象とすべきである。SRFC加盟国がその排他的経済水域において共有する漁業資源（特に小さな外洋種とマグロの資源）は、大西洋に面する他の国とも共有されている。しかし、当裁判所は、本件裁判における当裁判所の管轄権の範囲が限

定されているため、その審理と結論の対象をSRFC加盟国の排他的経済水域の共有資源に限定している。

SRFC加盟国と他の海洋法条約締約国は、それぞれの国の排他的経済水域において海洋法条約に基づき自国の権利を行使し義務を履行するに当たり、互いの権利と義務に妥当な考慮を払わなければならない。この義務は、海洋法条約56条2項と58条3項に、及び海洋環境を保護し保全すべき締約国の義務（海洋法条約192条と193条に定められ条約前文4項に規定されている基本原則）に、由来する。生物資源と海洋生物は海洋環境の一部であり、みなみまぐる事件暫定措置命令で述べられたように、「海洋生物資源の保存は、海洋環境の保護及び保全における1つの要素である」。

本件裁判では当裁判所の管轄権はMCA条約の適用範囲に限定されるが、SRFC加盟国の排他的経済水域内とその外側に接続する水域内の双方に存在する漁業資源については、その加盟国と当該接続する水域でその漁業資源を漁獲する国は、いずれも、海洋法条約63条2項に従い、当該接続する水域内の当該資源の保存のために必要な措置について合意するよう努めることが、義務づけられる。

マグロ種については、SRFC加盟国は、海洋法条約64条1項に基づき、自国民が当該地域においてマグロを漁獲する非加盟国に対して「当該種の保存を確保しかつ最適利用の目的を促進するため、直接に又は適当な国際機関を通じて」協力するよう求める権利を有する。

賛成：YANAI所長；HOFFMANN次長；NELSON, CHANDRASEKHARA  
RAO, AKL, WOLFRUM, JESUS, COT, LUCKY, PAWLAK, TÜRK,  
KATEKA, GAO, BOUGUETAIA, GOLITSYN, PAIK, KELLY,  
ATTARD, KULYK各裁判官

反対：NDIAYE裁判官

---

本勧告的意見は、2015年4月2日に自由ハンザ都市ハンブルグにおいて、等

しく正文である英語とフランス語で3部作成された。うち1部を当裁判所の文書保管室に置き、他の2部をそれぞれ西アフリカ地域漁業委員会事務局長と国際連合事務総長に送付する。

(柳井国際海洋法裁判所長の署名)

(Gautier国際海洋法裁判所書記の署名)

(Wolfrum裁判官及びCot裁判官が、ITLOS規則125条2項により与えられた権利を行使して、本件勧告的意見に宣言を付した。また、Ndiaye裁判官、Lucky裁判官及びPaik裁判官が、ITLOS規程30条3項により与えられた権利を行使して、本件勧告的意見に個別意見を付した。)

(2015年12月18日稿)

【付記】本稿は、科学研究費補助金基盤研究(B)(一般)「国連海洋法条約体制の包括的分析 一条約発効20年の総括と将来への展望」(JSPS科研費15H03294)による成果の一部である。